

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年6月9日(2005.6.9)

【公開番号】特開2002-172018(P2002-172018A)

【公開日】平成14年6月18日(2002.6.18)

【出願番号】特願2001-272276(P2001-272276)

【国際特許分類第7版】

A 4 5 D 31/00

B 2 9 C 51/02

B 2 9 C 51/26

// B 2 9 L 31:48

【F I】

A 4 5 D 31/00

B 2 9 C 51/02

B 2 9 C 51/26

B 2 9 L 31:48

【手続補正書】

【提出日】平成16年8月31日(2004.8.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

【課題を解決するための手段】

上記課題を解決するための、請求項1記載の付け爪製造装置は、あらかじめ装置に用意した色、図形、文字等の付け爪用表示のための画像データの中から、付け爪の利用者が選択した画像を装置に入力するためのポインティングデバイスと、入力した画像による付け爪用表示を確認するためのディスプレイと、付け爪用基材に、上記付け爪用表示を印刷するための印刷機構とを備えることを特徴とするものである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 8】

この際、付け爪用基材1は、先に述べたようにフィルムないしはシートからなるゆえ、その可撓性を利用して個人の爪形状への接合対応が容易である。

なお製造装置Bに、個々の利用者の爪形状をCCDカメラ等で画像として取り込み、あらかじめ用意された爪形状のデータとマッチングさせて、印刷形状や成形形状を変更するような手段を組み込むことも可能である。

また上記例の製造装置Bは、成形機構による成形加工工程までを自動的に行うものであったが、製造装置Bでは印刷機構による付け爪用表示の印刷までを行い、成形以降の工程は、利用者が、別個に用意した装置(図示せず)にセッティングして、任意に行うようにしてもよい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図3】

